

社団法人日本社会福祉教育学校連盟
役員報酬・退職金規則

(目的)

第1条 この規則は、社団法人日本社会福祉教育学校連盟定款第18条の規定に基づく役員
の報酬及び退職金について定める。

(報酬)

第2条 役員報酬はこれを支給しない。

(退職金)

第3条 役員退職金はこれを支給しない。

(改正及び廃止)

第4条 この規則を改正し、又は廃止しようとするときは、理事会の同意を得て、会長が行
う。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、平成16年1月16日から施行する。